

衆議院法務委員会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（第201回国会）について

- 一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。

〔回答〕

（最高裁判所）

これまで、裁判所としては、裁判官や弁護士との意見交換等の機会を捉えて実情把握に努めつつ、争点中心型の審理の実践や多角的な検討が可能となる合議体による審理の充実・活用のための方策等につき裁判官による協議会等において協議を行うとともに、金融・経済、医療、建築、IT等の専門分野について、裁判官を対象とする研究会を実施するなどしてきた。また、裁判所は、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短期間に終局させるとともに、当事者である国民のニーズを踏まえ、充実した手続を実施する方策の一環として、合議体による審理の充実・活用を図るよう努力しているところであり、裁判の迅速化に関する法律第8条第1項に定められた裁判の迅速化に係る検証において、審理期間が長期化している状況を不断に検証するとともに、争点整理手続の実情や合議体による審理の実情等を分析・検証するなどし、合理的期間内に充実した適正な裁判が実現されるように検討を続けている。これまで裁判所としては、裁判官を増員し、裁判官が適切な訴訟指揮権を行使して終期を見通した計画的な審理の実践や合議事件の審理の充実強化を図る態勢を整えるとともに、訴訟関係人の理解と協力を得つつ、争点中心型審理の実践に努めるなど、審理期間及び合議率の目標達成のため検討を続けてきたところであり、令和2年度においても、事件動向等を注視し、適正迅速な事件処理に支障を来すことのないよう、必要な人員配置を行った。

- 二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。

〔回答〕

（最高裁判所）

裁判所としては、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数及び判事の欠員見込みの概数及びその定員が適正であることについては、委員会質疑を通じて明らかにする予定である。

- 三 平成二十五年三月二十六日、平成二十八年三月十八日及び平成二十九年三月三十一日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。

〔回答〕

（最高裁判所）

裁判所としては、引き続き、裁判官にふさわしい資質・能力を備えた人をできるだけ多く裁判官に

採用できるよう努めるとともに、判事補の定員について、今後の事件動向や充員の見込み等を踏まえて検討を続けてまいりたい。

- 四 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者が減少していることを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。

〔回答〕

（法務省）

個々の法曹によって活動内容や事業形態が様々であることなどから、法曹の質そのものを総体として比較することは困難であり、したがって、法曹志望者の減少が法曹の質に及ぼす影響につき分析を行うことも極めて困難であるが、現在、法務省においては、法曹養成制度に関する各種データを集積しているところであり、法曹志望者の減少が法曹の質に及ぼす影響について何らかの分析が可能であるかどうかも含め、検討を行っている。

（法務省・文部科学省）

法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に関しては、法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進することを目的とした「法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年6月成立したところである。この法改正を踏まえて改正法の着実な実施及び円滑な導入に向けた取組等を進めてきたところであり、定量的な数値目標（KPI）の設定や司法試験の法科大学院在学中受験資格の導入に伴うカリキュラムの工夫例のほか、法学未修者教育の充実等について中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において検討を行うなどした。

このほか、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定に掲げられている各取組の進捗状況を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の参集を得て法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、法曹養成制度に関する各種データの集積を進めるとともに、法曹人口、法科大学院、司法試験、司法修習等様々なテーマに関する報告・意見交換を行うなど、必要な取組を行った。

（最高裁判所）

法曹志望者数の減少、ひいては司法修習生の減少が判事補任官者数に及ぼす影響については、必要な分析を行った上で、委員会質疑を通じて示す予定である。

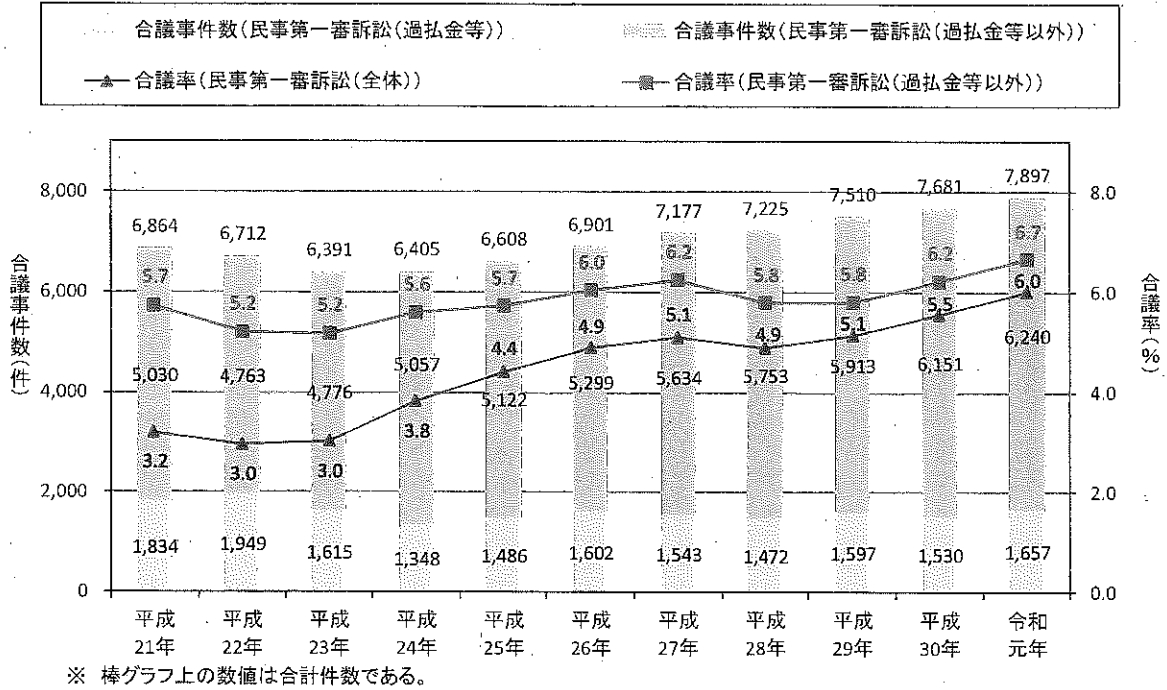
- 五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小に関する政府答弁を遵守し、必要な取組を進めること。

〔回答〕

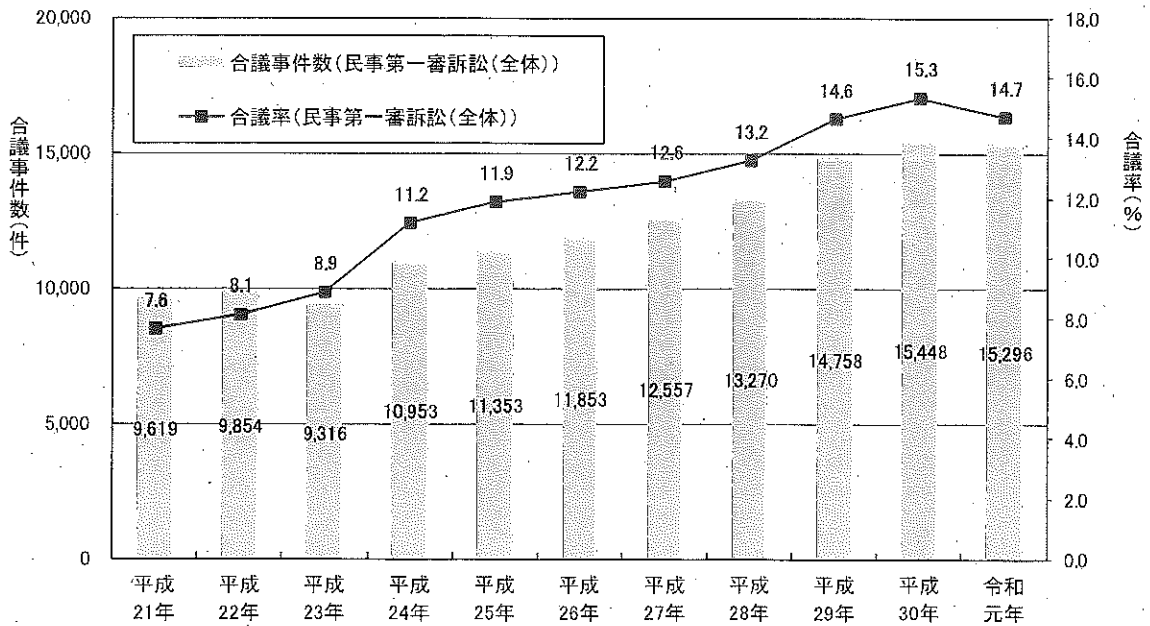
（法務省）

国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数のについては、平成22年4月時点で55名であったところ、令和3年1月現在では42名であり、政府答弁を遵守している。

既済事件における合議事件数及び合議率の推移
(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



未済事件における合議事件数及び合議率の推移(民事第一審訴訟(全体))



下級裁判所の判事・判事補の定員・現在員等内訳

	判事			判事補					五大弁護士事務所の採用者数
	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員(A)	任官者(B)	A-B	
平成23年度	1,827	1,800	27	1,000	864	136	99	37	81
平成24年度	1,857	1,825	32	1,000	863	137	92	45	98
平成25年度	1,889	1,846	43	1,000	848	152	98	54	116
平成26年度	1,921	1,876	45	1,000	832	168	101	67	140
平成27年度	1,953	1,915	38	1,000	817	183	91	92	154
平成28年度	1,985	1,958	27	1,000	794	206	79	127	156
平成29年度	2,035	1,946	89	977	813	164	66	98	188
平成30年度	2,085	1,972	113	952	779	173	83	90	194
令和元年度	2,125	1,996	129	927	779	148	77	71	214
令和2年度	2,155	2,027	128	897	747	150	66	84	
令和3年1月	2,155	2,102	53	897	726	171			

* 現在員は、12月1日現在である(ただし、令和3年は1月16日現在)。

* 任官者は、12月2日から翌年12月1日までの数であり、弁護士からの任官者を含む(令和2年度は令和3年1月までの任官者である。)

* 令和3年1月16日に、判事補から判事に88人任官し、判事補66人を採用した。

* 五大弁護士事務所の採用者数は、株式会社ジュリスティックスのホームページ(ジュリナビ)に掲載されている情報に基づくものである。

司法試験合格者数等の推移

		(旧)司法試験				(新)司法試験				予備試験				法科大学院		
		出願者数	受験者数	最終合格者数	対出願者合格率	対受験者合格率	出願者数	受験者数	最終合格者数	対受験者合格率	出願者数	受験者数	最終合格者数	対受験者合格率	志願者数	入学者数
昭和24年	1949年	2,570		265	10.31											
昭和25年	1950年	2,806		269	9.59											
昭和26年	1951年	3,668		272	7.42											
昭和27年	1952年	4,716		253	5.31											
昭和28年	1953年	5,138		224	4.36											
昭和29年	1954年	5,250		250	4.76											
昭和30年	1955年	6,347		264	4.16											
昭和31年	1956年	6,737		297	4.41											
昭和32年	1957年	6,920		286	4.13											
昭和33年	1958年	7,109		346	4.87											
昭和34年	1959年	7,858		319	4.06											
昭和35年	1960年	8,383		345	4.13											
昭和36年	1961年	10,909		380	3.48											
昭和37年	1962年	10,762		459	4.27											
昭和38年	1963年	11,896		496	4.24											
昭和39年	1964年	12,698		608	4											
昭和40年	1965年	13,644		626	3.86											
昭和41年	1966年	14,867		654	3.73											
昭和42年	1967年	16,460		537	3.26											
昭和43年	1968年	17,727		525	2.96											
昭和44年	1969年	18,453		501	2.72											
昭和45年	1970年	20,160		507	2.51											
昭和46年	1971年	22,336		533	2.39											
昭和47年	1972年	23,425		537	2.29											
昭和48年	1973年	25,339		537	2.12											
昭和49年	1974年	26,708		491	1.84											
昭和50年	1975年	27,791		472	1.7											
昭和51年	1976年	29,088		485	1.6											
昭和52年	1977年	29,214		465	1.59											
昭和53年	1978年	29,390		495	1.65											
昭和54年	1979年	28,622		503	1.76											
昭和55年	1980年	28,656		486	1.7											
昭和56年	1981年	27,816		446	1.6											
昭和57年	1982年	26,317		457	1.74											
昭和58年	1983年	25,138		448	1.78											
昭和59年	1984年	23,966		453	1.89											
昭和60年	1985年	23,855		486	2.04											
昭和61年	1986年	23,904		486	2.03											
昭和62年	1987年	24,890		489	1.98											
昭和63年	1988年	23,352		512	2.19											
平成元年	1989年	23,202	21,308	506	2.18	2.37										
平成2年	1990年	22,900	20,975	499	2.18	2.38										
平成3年	1991年	22,596	20,609	605	2.68	2.94										
平成4年	1992年	23,435	21,431	630	2.69	2.94										
平成5年	1993年	20,848	17,714	712	3.42	4.02										
平成6年	1994年	22,554	19,408	740	3.28	3.81										
平成7年	1995年	24,488	21,272	738	3.01	3.47										
平成8年	1996年	25,454	21,921	734	2.88	3.35										
平成9年	1997年	27,112	23,592	746	2.75	3.16										
平成10年	1998年	30,568	26,759	812	2.66	3.03										
平成11年	1999年	33,883	29,890	1,000	2.94	3.35										
平成12年	2000年	36,203	31,729	994	2.75	3.13										
平成13年	2001年	38,930	34,117	990	2.54	2.9										
平成14年	2002年	45,622	41,459	1,183	2.59	2.85										
平成15年	2003年	50,166	46,372	1,170	2.33	2.59										
平成16年	2004年	49,891	43,367	1,483	2.97	3.42								72,800	5,767	
平成17年	2005年	45,885	39,428	1,464	3.19	3.71								41,756	5,544	
平成18年	2006年	35,782	30,248	549	1.53	1.81	2,091	1,009	48.3					40,341	5,784	
平成19年	2007年	28,016	23,306	248	0.89	1.06	4,607	1,851	40.2					45,207	5,713	
平成20年	2008年	21,894	18,203	144	0.65	0.79	6,261	2,065	33					39,555	5,397	
平成21年	2009年	18,611	15,221	92	0.49	0.6	7,392	2,043	27.6					29,714	4,844	
平成22年	2010年	18,068	13,223	59	0.37	0.45	8,183	2,074	25.4					24,014	4,122	
平成23年	2011年		口減のみ	0			8,765	2,063	23.5	8,971	6,477	116	1.79	22,927	3,620	
平成24年	2012年						8,387	2,102	25.1	9,188	7,183	219	3.05	18,446	3,150	
平成25年	2013年						7,653	2,049	26.8	11,255	9,224	351	3.81	13,924	2,688	
平成26年	2014年						8,015	1,810	22.6	12,622	10,347	368	3.44	11,450	2,272	
平成27年	2015年						8,016	1,850	23.1	12,543	10,344	394	3.81	10,370	2,201	
平成28年	2016年						6,899	1,583	22.9	12,767	10,442	405	3.88	8,278	1,857	
平成29年	2017年						5,967	1,543	25.9	13,178	10,743	444	4.13	8,160	1,704	
平成30年	2018年						5,238	1,525	29.1	13,746	11,136	433	3.89	8,058	1,621	
令和元年	2019年						4,466	1,502	33.8	14,494	11,780	476	4.04	9,117	1,862	
令和2年	2020年						3,703	1,450	39.2	15,318	10,608	442	4.16	8,161	1,711	

2021年

?

?

8,351

?

出典：伊藤塾塾長 伊藤 真 弁護士作成資料を基に衆議院議員 階 猛 事務所にて加筆修正
令和3年3月12日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）

○ 法科大学院等全体としての司法試験合格率目標

(1) 累積合格率

a. 全体

- ・ 令和 6年度（2024年度） 70%以上
- ・ 令和11年度（2029年度） 75%以上

(参考)	平成27年度修了者の修了後5年目までの累積合格率	64.7%
	平成26年度	" 64.8%
	平成25年度	" 65.7%
	平成24年度	" 63.1%

b. 未修者

- ・ 令和 6年度（2024年度） 50%以上
- ・ 令和11年度（2029年度） 55%以上

(参考)	平成27年度修了者の修了後5年目までの累積合格率	44.8%
	平成26年度	" 49.5%
	平成25年度	" 46.9%
	平成24年度	" 47.7%

(2) 修了後1年目までの司法試験合格率（在学中合格含む）

- ・ 令和 6年度（2024年度） 50%以上
- ・ 令和11年度（2029年度） 55%以上

(参考)	令和元年度修了者の修了後1年目の合格率	50.6%
	平成30年度	" 47.4%
	平成29年度	" 39.8%
	平成28年度	" 38.8%

出典：文部科学省作成資料

令和3年3月12日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

令和3年3月
法務省

裁判官出身の訟務検事数

区分	訟務検事数	うち 裁判官出身者		
		うち 国の指定代理人として活動する者	訟務検事数に占める割合	
平成22年	95	55	55	57.9%
23年	95	52	52	54.7%
24年	96	49	49	51.0%
25年	96	46	46	47.9%
26年	96	43	43	44.8%
27年	103	46	42	40.8%
28年	115	53	42	36.5%
29年	120	54	42	35.0%
30年	121	52	42	34.7%
平成31/ 令和元年	122	54	42	34.4%
2年	122	53	42	34.4%

(各年4月現在)
(出所) 法務省資料を基に作成